

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	共通納税システムの導入に係る外部結合の追加等について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	特別区民税・都民税
担当課	税務課
目的	<p>複数の自治体に対する電子納税（※）を一括で行うことができる「共通納税システム」を導入することで、特別徴収義務者（事業者）の事務負担を軽減する。</p> <p>※…インターネットを使って、電子的に納税手続きを行うこと。金融機関窓口や区役所に赴く必要なく、納税手続きを行うことができる。</p>
対象者	共通納税システムを使って住民税を納入する区内の個人事業者（特別徴収義務者）
事業内容	<p>現在、特別徴収義務者（事業者）が納税義務者（従業員）の住民税を給与から天引きし、各自治体あてに納入する際は、自治体ごとに納入手続きを行う必要があり、事務負担が大きくなっている。</p> <p>この度、地方税法第 747 条第 5 号第 2 項の改正により、平成 31 年 10 月以降、一般社団法人地方税電子化協議会（地方税に係る電子化の推進を目的に、システムの開発・運用主体として内閣府から認可された団体で、各都道府県知事、各区市町村長を会員とするもの。以下「地方税電子化協議会」という。）が、複数の自治体に対する電子納税を行うことができる共通納税システムの運用を全国的に開始することとなった。共通納税システムでは、特別徴収義務者（事業者）が、地方税ポータルシステムを利用して納税義務者（従業員）の住民税を電子納税した納付情報が、LGWAN 回線で地方税電子化協議会から区にデータ伝送される（資料 43-1、43-2）。共通納税システムを使うことで、特別徴収義務者（事業者）が、複数の自治体に対する電子納税を一括して行うことが可能になるため、特別徴収義務者（事業者）の事務負担軽減が見込まれる。</p> <p>区が地方税電子化協議会から受信する納付情報には、納税義務者（従業員）の個人情報に含まれないが、特別徴収義務者（事業者）の会社名、会社住所等が含まれる。そのため、特別徴収義務者（事業者）が個人事業主であり、会社名を個人氏名、会社住所を個人住所等に設定している場合には個人情報にも該当するため、当該個人情報の適正な取扱いについて、本審議会に報告する。</p> <p>※…住民税を特別徴収で納入している区内の個人事業者数：約 8 5 0 件</p>

件名 共通納税システムの導入に係る外部結合の追加について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 共通納税システムを使って納税義務者(従業員)の住民税を納付する 区内の個人事業者(特別徴収義務者) 情報項目: 資料43-3のとおり
結合の相手方	地方税電子化協議会 ※…上記相手方との外部結合は、平成21年度第2回、同年度第6回、平成22年度第3回本審議会承認済
結合する理由	平成31年10月以降、全国的に稼働予定の共通納税システムに対応し、複数の自治体に対する電子納税を一括して行うことが可能になり、特別徴収義務者(事業者)の事務負担軽減が見込まれるため。
結合の形態	区の審査クライアント(地方税等に係るデータを地方税電子化協議会と送受信するために区に設置された端末)と地方税電子化協議会のポータルセンタをLGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合しデータの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	平成31年10月1日(次年度以降も同様の外部結合を行う。) (同年4月1日から9月30日まで仮稼働テスト(個人情報なし)のため、区の審査クライアントと地方税電子化協議会のポータルセンタとの外部結合を行う。)
情報保護対策	外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは専用回線(LGWAN回線)とし、通信する相手を限定する。 2 共通納税システムで納税義務者(従業員)の住民税を納付する個人事業者に係る情報(以下「個人事業者に係る情報」という)を送受信する際は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への個人事業者に係る情報の漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 個人事業者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外への利用はできないものとする。 7 個人事業者に係る情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる個人事業者に係る情報を限定する。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、個人事業者に係る情報へのアクセス状況を記録する。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、個人事業者に係る情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 10 個人事業者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 11 仮稼働テストは、個人情報を含まないダミーデータを使用する。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 共通納税システムの導入に係る審査システム(LGWAN-ASP サービス)運用等業務の委託について(業務内容の追加)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	<p>地方税電子化協議会に登録している審査システム運営事業者(地方税電子化協議会から LGWAN-ASP サービス(※)の認定を受けたもの)(プライバシーマーク、ISO27001 認証取得)</p> <p>※…行政専用の閉域ネットワークである LGWAN 回線を使用し、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>対象者：共通納税システムを使って納税義務者(従業員)の住民税を納付する個人事業者(特別徴収義務者)</p> <p>情報項目：資料43-3のとおり</p>
処理させる情報項目の記録媒体	<p>電磁的媒体</p> <p>※…区及び特別徴収義務者(事業者)が審査システム(LGWAN-ASP サービス)を利用して送受信するデータファイル</p>
委託理由	<p>区が単独で審査システム(地方税等に係るデータを地方税電子化協議会と送受信するためのシステム)の開発・運用を行うより、地方税電子化協議会に登録している審査システム運営事業者(地方税電子化協議会から LGWAN-ASP サービスの認定を受けたもの)が運用する審査システムを利用の方が、導入経費、運用経費ともに廉価であり、また開発、運用に要する区の人的負担も大幅に軽減できるため</p> <p>※…過去の本審議会承認状況については、資料43-1のとおり</p>
委託の内容	<p>区の審査クライアントと地方税電子化協議会のポータルセンタとの間で、個人事業者に係る情報の送受信を行うために必要な審査システムの運用(機器及びソフトウェアの管理など)と保守サポート業務及び個人事業者に係る情報の一時的な保存業務を委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	<p>平成31年10月1日から平成32年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が事業者(LGWAN-ASP サービスの認定を受けた審査システム運営事業者)側へ立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 電子ファイルを取り扱う職員を限定する。 4 電子ファイルは、審査システムを介してのみ送受信を行う。 5 区ホームページに新規作成する共通納税システムのページに、現在掲載されている情報セキュリティに関するページ(ウイルス対策ソフトの導入、おかしいと思った添付ファイルは開かない等の啓発)へのリンクを貼り、特別徴収義務者(事業者)に対して情報セキュリティ対策を啓発する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人事業者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以

	<p>外の利用はできないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 個人事業者に係る情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる個人事業者に係る情報を限定する。 3 ログや操作履歴管理ソフトにより、個人事業者に係る情報へのアクセス状況を記録する。 4 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、個人事業者に係る情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 5 個人事業者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。また、電子ファイルの処理に際しては、使用者を制限させる。 3 電子ファイルは、LGWAN回線及び審査システム内でのみ処理し、LGWAN回線を介してのみ電子ファイルの送受信を行わせる。 4 データ処理終了後は、不要となった電子ファイルを削除させ、必要に応じて、区が確認する。 5 地方税電子化協議会による監査を定期に受け、当該監査に適合するサービスの提供を保障させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先の電子計算機を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により電子計算機の利用認証を行わせる。 2 接続するネットワークは専用回線（LGWAN回線）とし、通信する相手を限定させる。 3 送受信する個人事業者に係る情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 4 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 5 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への個人事業者に係る情報漏えいを未然に防止させる。 6 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 7 個人事業者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。 8 電子署名を付し、個人事業者に係る情報の偽造・改ざんを防止させる。 9 個人事業者に係る情報へのアクセス制御を実施し、従事者が利用できる個人事業者に係る情報を限定させる。 10 ログや操作履歴管理ソフトにより、個人事業者に係る情報へのアクセス状況を記録させる。 11 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、個人事業者に係る情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。 12 個人事業者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。